

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月 30日

住 所 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
事業者名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 林田 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する西鉄天神高速バスターミナル、飯塚バスターミナルは移動等円滑化基準に適合しているが、西鉄久留米バスセンター、小倉駅バスセンター、砂津バスセンター、黒崎バスセンターは移動等円滑化基準に適合はしていない。今後、駅耐震補強工事（西鉄久留米）や道路拡張工事（砂津）が予定されているため、併せて基準適合への対応を促進していく。</p> <p>(2) 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発等に関する事項 ターミナル職員が高齢者、障がい者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、引き続き社内・社外教育を行っていく。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障がい者誘導用ブロック (西鉄久留米バスセンター)	・既設の視覚障がい者誘導用ブロックをのりばバースへ延伸予定。(※2024年度駅耐震補強工事終了後)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ターミナル職員の技術向上	・ベビーカーや車いす利用者の乗降支援にかかわる車両スロープや座席の取り扱いを周知する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付きバス・ノンステップバスの乗降方法の掲載	・ベビーカーご利用のお客さまや車いすのお客さま、体の不自由なお客さまが安全・快適にバスをご利用いただけるよう、スロープ付きバスやノンステップバスへの乗降方法をウェブサイトにて引き続き周知する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス利用における情報提供の拡充	・訪日外国人観光客等も円滑に利用できるように、案内表示について英語を中心とした多言語表記やピクトグラムの掲示を進めていく。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ターミナル職員の技術向上	・過去のお客さま対応について、国土交通省が作成した交通事業者向け接遇ガイドラインを基に討論・教育を行い技術向上に努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス利用における啓発活動	・高齢者や障がい者が円滑に利用できるように、優先席の利用や座席の譲り合いについてマナーやモラル啓発を促していく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられるバリアフリーに関する利用者の意見を社内で共有するとともに、取組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V 計画書の公表方法

自社ホームページへの掲載

VI その他計画に関連する事項

-

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。